

治山林道留意事項 新旧対照表 令和8年7月
正誤表

共通事項

誤	新	旧
	1. 設計歩掛適用基準 総則 (1) ～ (16) (略)	1. 設計歩掛適用基準 総則 (1) ～ (16) (略)

正	新	旧
	1. 設計歩掛適用基準 総則 (1) ～ (3) (略) (4) 歩掛の補正 <u>森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いに記載のとおり。</u> (5) ～ (16) (略)	1. 設計歩掛適用基準 総則 (1) ～ (3) (略) (4) 歩掛の補正 通勤補正 : 通勤補正は、労務歩掛に次の補正係数を乗じて行うものとする。 <u>$K = 1 + T / 480$</u> <u>K : 補正係数 (%, 小数第3位四捨五入して2位止め)</u> <u>T : 90 分を超える通勤時間 (分)</u> <u>なお、施工パッケージ型積算方式における通勤補正は、補正係数 K を労務単価に乗じて行うものとする。</u> <u>また、市場単価及び土木工事標準単価に本補正は適用しない。</u> (5) ～ (16) (略)

共通事項

誤	新	旧
	1 ～ 9 （略）	1 ～ 9 （略）

正	新	旧
	1 .治山設計歩掛適用基準 1 ～ 6 （略） 7 治山事業標準工期 <u>(削除)</u> <u>(1)</u> 保安林改良工事標準工期 (略) 2 ～ 9 （略）	1 .治山設計歩掛適用基準 1 ～ 6 （略） 7 治山事業標準工期 <u>令和 6 年 7 月 1 日改正</u> (1) 治山工事標準工期 <u>治山工事の工期については、森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱い（以下、「細部取扱」とする）の「表 10－2 治山事業（溪間工事・山腹工事・地すべり工事・海岸工事）」を標準工期とする。</u> <u>ただし、次に注意すること。</u> <u>(注意事項)</u> <u>1. 細部取扱の表 10-2 の日数には、細部取扱 10-(1)-ケに明記された内容のほか、書類写真等整理期間を含む。</u> <u>2. 細部取扱の表 10-2 における工期算定に用いる「直接工事費」には、付帯工事にかかるものを含む。</u> <u>3. 本表はボーリング工、隧道工、集水井工及び調査には適用しない。</u> <u>4. 保安林管理道は、「表 10－3 林道事業 工期算定標準表」を適用する。</u> <u>5. 細部取扱の表 10-2 の日数には、「天候等による作業不能日」（令和 6 年 3 月 28 日改正版 細部取扱 10-(1)-エ）のうち「降雨降雪日等」（旧細部取扱 9-(1)-エ）にかかるもの以外のものが含まれていないことに注意し、猛暑による作業不能期間を適切に加算すること。</u> (2) 保安林改良工事標準工期 (略) 2 ～ 9 （略）